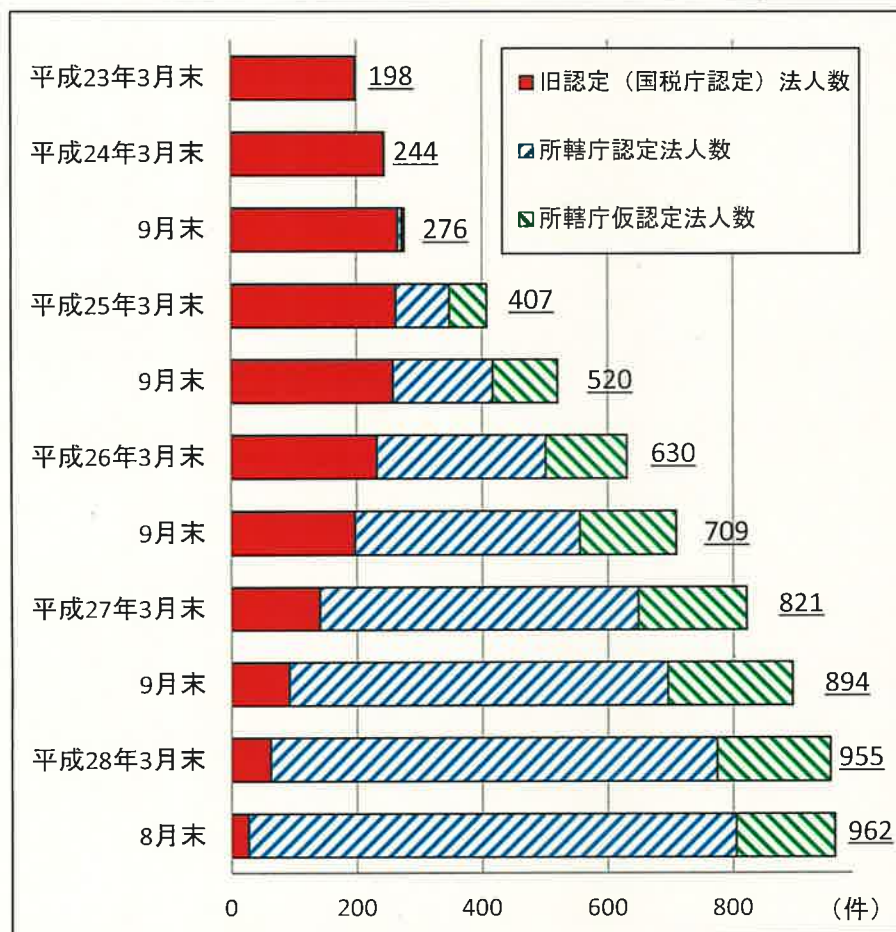


NPO法人数の推移

- 認定数は改正特定非営利活動促進法施行後急速に増加。今後も着実な増加が期待される。
総認定件数962件。うち、所轄庁認定935件（認定778件、仮認定157件（平成28年8月末現在））。



年 度	認証法人数	うち認定法人数	年 度	認証法人数	うち認定法人数
平成10年度	23	－	平成20年度	37,192	93
平成11年度	1,724	－	平成21年度	39,732	127
平成12年度	3,800	－	平成22年度	42,385	198
平成13年度	6,596	3	平成23年度	45,138	244
平成14年度	10,664	12	平成24年度	47,540	407
平成15年度	16,160	22	平成25年度	48,981	630
平成16年度	21,280	30	平成26年度	50,088	821
平成17年度	26,394	40	平成27年度	50,867	955
平成18年度	31,115	58	平成28年度 8月末現在	51,197	962
平成19年度	34,369	80			

※特定非営利活動促進法は平成10年12月施行。認定制度は平成13年10月に創設。
 ※認定法人のうち国税庁認定と所轄庁認定が重複する法人は便宜上所轄庁認定としてカウントし、総認定件数において1法人と数えている（7法人）。
 ※上記グラフにおける認定法人数のうち、所轄庁認定数及び所轄庁仮認定数は、各月末の法人数を示す。旧認定（国税庁認定）法人数は、翌月初の法人数を示す。

※上記表における認証法人数及び認定法人数は、各年度末の法人数を示す。
 ※上記表における平成24～28年度の認定法人数には、仮認定法人数を含む。

国家戦略特別区域法による特定非営利活動促進法の特例について

- 国家戦略特別区域会議が、区域計画について内閣総理大臣の認定を申請し、認定を受けたときは、NPO法人設立認証にあたり縦覧期間を2か月から2週間に短縮することとされた。
(国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部改正法 平成27年9月1日施行)
- 縦覧期間の短縮に伴い、縦覧期間の短縮の代替措置として、インターネットの利用又は公報への掲載により公表することとした。
(内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則)

【NPO法特例制度の適用状況】 (平成28年10月現在 11県市)

NPO法特例制度については、以下の県市から区域計画の変更申請がなされ、いずれも諮問会議において認定されている。(日付は制度開始日)

なお、下記に加え、今治市においても当該特例制度を開始する予定である。

仙台市	平成27年 9月24日	千葉市	平成28年 4月13日
兵庫県	平成27年10月30日	北九州市	平成28年 4月27日
福岡市	平成27年11月 2日	仙北市	平成28年 5月19日
神戸市	平成27年12月 8日		
新潟市	平成28年 1月 1日		
愛知県	平成28年 1月 5日		
名古屋市	平成28年 1月 5日		